資料２

「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」（案）の制定等に関する
パブリックコメントの結果について

平成 29 年２月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

本協会では、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」（案）について、平成 28 年 12 月 21 日から平成 29 年１月 20 日までの間、パブリックコメントの募集を行いました。

この間に寄せられた意見・質問（12件、６者）及びそれらに対する考え方は、以下のとおりです。

項番	意見・質問	考え方
１．全般		
1	本規則（案）は不適切な事案の再発防止を図るため制定されるものであるから、協会においても、協会員が行う審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等の状況を適切に把握し、万一問題が生じた場合には迅速に対応する態勢が整備されることが望ましいと考える。就いては、協会員が審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行った場合には、当該協会員からその状況等について協会に対する報告を求めることとしては如何か。	ご意見を踏まえて、本規則第 11 条を新設し、報告を求めることといたします。
2	社債券の私募等の取扱いについては、従前規程が無かった中、詳細な審査要件等を課すこととした主旨は、事実上取扱いを禁止する主旨か。	本規則は、診療報酬債権等を裏付け資産とすると称して SPC 等が発行した社債券の私募の取扱いを行った会員について、その発行体等の財務情報や商品内容の審査を十分に行わず、事実とは異なる内容を説明して顧客に販売を行ったとして行政処分を受けるという事案が多数発生したことを踏まえ、再発防止を目的の一つとして、投資者保護上必要な施策として制定するものです。 また、その内容は、協会員が本規則の対象となる社債券の私募等の取扱い等を行う場合、社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供を行うこと等を

項番	意見・質問	考え方
		求めるものであります。 　なお、ご質問の趣旨が必ずしも定かではありませんが、協会員において、本規則に定める厳正な審査の結果、問題のないことを確認できた場合における、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことは可能です。
3	当該規則制定時の協会記者会見を受けた、一部報道（2016.12.15 4:35 から NHK）では、「当該規則に違反した場合には最大５億円の過怠金の支払いを命じるなど罰則を科す。」とされているが、当該規則案には罰則規定が無いが、真偽、公表主旨如何。	本規則への適用に限らず、本協会は、定款の定めにより、協会員が本協会の規則に違反したときは当該協会員の処分を行うことができます。 　また、その処分の種類の中には、過怠金の賦課があり、その際の金額は原則として５億円を上限としております。報道は、この点を示したものと認識しております。 　なお、協会員に対する処分は、法令等違反行為の重大性、悪質性、影響度、法令等遵守に対する意識及び態度、内部管理態勢の状況等の要素を総合的に勘案のうえ検討されることとなります。
２．第２条及び別表１		
4	組成・発行時、または勧誘の時点では審査規定等対象社債券に該当しなかった債券であっても、販売後に発行体が適用除外に該当しなくなった場合は、その時点から別表に定めるモニタリング・情報提供を行う必要があるという理解で正しいか。	本規則は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うに際して必要な審査やモニタリング、情報提供を定めたものです。したがって、社債券の組成・発行時に別表１に掲げる適用除外要件に該当していたものの、販売後に該当しないこととなってしまった社債券について、改めて私募等の取扱い等を行う場合には、当該社債券について、審査・モニタリング等を行う必要があります。当該社債券が審査規定等対象社債券となった後に私募等の取扱い等を行うことを予定していない場合、直ちに本規則に規定するモニタリングや当該モニタリング結果に基づく顧客への情報提供の規定が適用されるもので

項番	意見・質問	考え方
		はありません。 ただし、その場合であっても、販売を行った証券会社の立場として、投資者保護の観点から、発行者等に生じた重大な事象などの必要な情報については提供すべきであると考えられます。
5	本自主規制案においては、私募債に関する事前審査とモニタリングを義務付ける自主規制ルールの適用除外とする社債券に、発行者が投資適格以上の信用格付を取得した会社等が発行する債券及び投資適格以上の信用格付を取得した資産流動化商品等が含まれています。 この様な適用除外要件が設けられた理由に関して、「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ（WG）第 2 回の資料において、「信用格付業者の信用格付により、発行者の信頼性が確保されていると考えられる」とあります。このことから、本自主規制案においては、投資家の信用リスク判断の参考情報という位置づけの信用格付が、証券会社による販売債券の信頼性に関する判断のために代替的に利用されることになると考えられます。 米国のサブプライムローン問題においては、信用リスク評価である信用格付を例えば流動性リスクの判断に代替的に用いることが問題視されました。すなわち、信用格付が意味する情報とそれ以外の目的に利用される情報の混同を排除することの重要性を規制当局が認識しました。その後国際協調の下に導入された本邦格付会社規制においては、この様な混同を避けるために、信用格付業者に格付提供時に信用格付の前提・意義・限界	ご意見にもあるとおり、本規則で求める審査は債券投資における信用リスクを評価するためのものとは同じではありません。 信頼性が不確かな者が発行する社債券について、発行者等について審査及び継続的なモニタリングを行うことで、投資家への販売が適当なものであるかどうかを審査することが目的です。したがって審査は発行者及びその業務の実在性及び健全性の確認に重きを置いています。 発行者が、法令による基準を満たした登録信用格付業者に対して信用格付の取得を行う行為自体が、その実在性を明らかにするとともに、登録信用格付業者が法令で規定された業務管理体制（例えば、信用格付けの付与のために用いられる情報について十分な品質を確保するための措置がとられている等）に基づき信用状態に関する評価をされていることが、本規則で協会員に求める審査にかなうものと判断し、審査規定等対象社債券からの適用除外要件としたものです。 ご意見中「ワーキング・グループ（WG）第２回の資料において、『信用格付業者の信用格付により、発行者の信頼性が確保されていると考えられる』とあります。」と記載いただいておりますが、おそらくこれは同ワーキングでの意見照会におけるワーキング委員の意見を抽出されたものであると思われま

項番	意見・質問	考え方
	に関する説明の記載を義務づけることにより、信用格付に対する格付利用者の誤解を生じさせないための措置が設けられています。 さらに、金融安定理事会が 2010 年 10 月に G20 に対して報告した「格付会社による信用格付への依存抑制のための原則」に基づき、各国の基準、法律および規制における信用格付の参照が見直され、信用格付の参照が合理的な必要性がなく代替的に用いられている場合には、信用格付の参照を撤廃することが推進され、現在も続けられています。 貴協会が 2011 年 6 月 27 日に発表した「格付の利用のあり方に関するワーキング・グループ 中間報告書」においては、「金商業者等は、投資家との関係においては、投資家が格付の限界等を十分理解できるようにすることや投資家が格付に依存しないよう留意し、自己責任原則が徹底されるような対応を講じる必要がある。また、自らも格付の限界等を十分理解したうえで、格付情報に加え金商業者自身による追加的な分析を行う必要がある。」とあります。 以上に述べた通りの認識に基づけば、会員証券会社に一律に適用される自主規制ルールにおいて、証券会社が取り扱う私募債の信頼性の判断の一部を信用格付の参照によって代替するのは望ましい方法とは言えないと思われます。 なお、本自主規制においては、そもそも投資適格以上の信用格付の取得を含む適用除外要件を満たした私募債については、そのことが直接的に事前審査とモニタリングを行わなくてよいということは意味せず、事前審査とモニタリングを行うか否かの判断については証券会社に委ねられていると認識し	す。事務局にて取りまとめた同回資料の別紙１では「登録信用格付業者により、発行者（保証体を含む）の信用状況が確認、評価されているため。」としており、上記の考え方を示しております。なお、「信用状況が確認、評価されている」とは言え、登録信用格付業者が投資適格ではないと評価された発行者又は社債券については、改めて協会員による審査を行うべきであろうと考え、適用除外要件とはしておりません。 また、本規則で規定しているのは別表に掲げる義務としての審査の要否であり、協会員にとって新たに取り扱う有価証券については、別途合理的根拠適合性（当該有価証券に適合する顧客が想定できないものは販売してはならない）の確認の義務が課せられていることを付言いたします。

項番	意見・質問	考え方
	ています。しかしながら、当該自主規制ルール導入の発端となった私募債販売に関する虚偽表示等の行政処分事例から示唆されることは、販売債券の審査要否に関して自主規制ルールとして義務を課さずに証券会社自身の判断に全てを委ねた場合には、事前審査が必要と考えられる商品に対して適切な審査がなされない蓋然性が相応にあるということです。今後ルール適用除外債券に関して、事前審査とモニタリングの要否の判断を委ねられたはずの証券会社が、投資適格以上の格付取得を理由に事前審査とモニタリングが必要と考えられる商品に対して適切な対応をとらない事案が発生することが懸念されます。その場合には、前述の通り信用格付はあくまで債券投資における信用リスク評価であり、証券会社が行う販売債券の信頼性に関する審査とは性格を異にするものであることから、結果として誰も販売債券の信頼性に対して検証をしていないということになると思われます。	
３．第５条及び別表２		
6	「適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を入手し、財務状況の健全性について審査する。」とありますが、この監査意見は、必ずしも監査報告書に基づいた監査意見だけではなく、監査法人が発行会社の決算報告書に対して投資家の為に合意された手続きの確認を報告するものでも良いでしょうか。 財務諸表に関する第三者検証に多様な形があっても良いのではないでしょうか。	財務諸表の入手を求めているのは、発行者等の財務の健全性を確認する目的ですが、財務諸表を精査するには高い専門性を必要とすることが考えられますので、監査法人等の専門家が監査し、「適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等」を対象とすることとしています。合意された手続に関する業務実施者の報告は、手続実施結果を事実に則して報告するのみにとどまり、手続実施結果から導かれる結論の報告も、保証の提供もしない（合意された手続業務に関する実務指針（平成28年４月27日　日本公認会計士協会　監

項番	意見・質問	考え方
		査・保証実務委員会　（実務指針：第92号））とされていることから、上記目的に対しては不適当であり「適正又は適法の監査意見」には含まれないと考えます。
7	当規則案、別表２、第５条に規定する社債等の審査について、(2)資産の流動化を目的として発行される債券における①アレンジャーの実在性、業務遂行能力、②資産の流動化のスキームの合理性、適切性、別表４、第7条第1項に規定する情報提供については、業務遂行能力や事業計画等において、各会員が適切と判断する数値基準等のメルクマールや情報提供ツールの特定が行われていないが、追って、協会からガイドライン等が提示される主旨か、会員が自主的判断を行うこととなるのか、制定主旨をお示し願いたい。	資産の流動化を目的とした社債に限らず、本規則及び別表において審査及び判断の数値的な基準（具体例）は示しておりません。 審査規定等対象社債券を取扱う各協会員において、取扱う社債券の発行者等及び社債券の特性に応じ、別表２に掲げる項目について、適切と考えられる方法で厳正に審査をいただき、投資者に販売するに適正であるかどうかを自ら判断いただくこととなります。 今般の行政処分事案を踏まえて、資産流動化のスキーム等に応じて、自社において適切な審査項目及び判断の基準を設ける必要があると考えます。
8	今回の規則において、特に社債券の審査に関して、私募若しくは私募の取扱いのみが対象であり、私募債の引受は対象とならないとの理解で良いか？　私募による社債の引受を行う場合、従来、協会規則（「有価証券の引受け等に関する規則」）の直接の対象ではないものの、「同規則の趣旨を踏まえた適切な対応が望まれる」(H19.5.29日証協パブコメ25番）として、同規則に準じた審査を行う必要があったものと理解しているが、今回の新規則が私募債の引受審査に与える直接の影響は無いことについてご確認をお願いします。	ご質問の趣旨が明らかではありませんが、投資者に対して私募の取扱いを行う場合には本規則で規定する審査を行うことが必要です。 ただし、社債券の私募の引受け時に審査を行うにあたっては、別表２の２．（２）において「有価証券の引受け等に関する規則」に準じた引受審査を行っている場合には本規則第５条に基づく審査を行わなくてよい旨の規定（一部の場合を除く。）を設けております。
４．第６条及び別表３		
9	①から⑥までありますが、流動化目的の発行会社情報として、財務状況や事業の状況等についてもモニタリング対象とすべきでは	発行者の財務諸表等については「アレンジャー等の実在性及び業務遂行能力」（別表３の１．（２）①）において、発行者の事業の

項番	意見・質問	考え方
	ないでしょうか。 発行会社情報は、モニタリング対象と考えます。	状況等については「資産の流動化のスキームの適切性」（別表３の１．（２）②）において、それぞれモニタリングの対象と規定しています。
５．第７条第１項及び別表４		
10	①から⑤までありますが、流動化目的の発行会社情報として、財務状況や事業の状況等についても投資家に情報提供すべきではないでしょうか。 発行会社情報は、投資家にも提供するべきと考えます。	販売を開始するに際して、資産の流動化を目的として発行される債券の発行者は、当該社債券の発行のみを目的とした SPC 等であることが多く、発行前の財務状況に関する情報を投資者に提供する意義が見出しにくいと考えます。また、当該発行者の中には設立後１年を経過していない場合も想定され得ます。そのような場合には財務諸表等が作成されていないと考えます。このため、資産流動化を目的として発行される債券については、勧誘時において発行者の財務状況について情報提供することを求めておりません。 もちろん、発行者の財務状況や事業の状況等について情報提供な可能な情報があれば、投資家に対して提供することを妨げるものではありません。 なお、販売後には、別表５の１．（２）①の規定において「事業報告等のためアレンジャー等が作成した定期レポートや決算報告書等を情報提供」を求めており、発行者の財務状況や事業の状況等に関して情報提供されます。
６．第７条第２項及び別表５		
11	審査規定等対象社債券の移管または保護預かりを受けた場合で、私募等の取扱等を行うことを想定していない場合は、移管または保護預かりを受けた証券会社はモニタリング及び情報提供を行うことが移管元または保護預かりを行っていた証券会社において	別表５の３．(1)②又は(2)②の規定により、私募等の取扱い等を想定しているかどうかにかかわらず、審査規定等対象社債券の保護預りを受ける場合には、保護預りを受けた協会員において当該審査規定等対象社債券について本規則第６条に規定するモニタリ

項番	意見・質問	考え方
	引き続きできることの確認を行うことだけが求められており、販売に至らない限り実際のモニタリング及び情報提供を行うことは求められていないという理解で正しいか。	ングが可能であることを確認する必要があります。 また、審査規定等対象社債券が移管された後は、移管元の協会員がモニタリング及び情報提供を行うことを約した場合（別表５の３.(1)④に該当する場合）を除き、販売に至らない場合であっても、移管先の協会員がモニタリング及び情報提供の義務を負うものと考えます。
12	施行日前にすでに移管・保護預かりを受けている社債券については、私募等の取扱い等を行わない限り、モニタリングが可能であること及び情報提供が行えることの確認を行わなくてもよいという理解で正しいか。 また、施行日後に移管・保護預かりを受けた場合でも、当該債券が施行前に組成・発行された債券であれば同様にモニタリング・情報提供の確認を行わなくてよいという理解で正しいか。 施行前に組成された債券であってもその後セカンダリーで適格機関投資家以外に売り付け勧誘を行う場合には、本新規則が適用されるはずであるので当該モニタリング・情報提供ができることの確認が必要になるべきではないかと考えるが、WG にて「組成時（規則施行前）にモニタリングや顧客への情報提供を行っていない社債券の場合、規則施行後であってもモニタリング及び顧客への情報提供を行わなくてよいと考えている。」との回答があったため念のため確認させてほしい。	本規則の施行前に既に移管・保護預りを受けている社債券については、本規則の施行時において別表１に掲げる適用除外要件に該当しない場合であっても、私募等の取扱い等を行わない場合には、モニタリングが可能であることの確認及び本規則第７条第２項に規定する顧客への情報提供を行う必要はありません。また、当該社債券について規則施行後に私募等の取扱い等を行うのであれば、取扱い等を行うまでに審査を実施し、事後モニタリングを行い、それぞれ顧客に情報提供することが必要となります。ご指摘の WG での議論は、私募等の取扱い等を行わない限りの場合の議論です。 施行日後に移管・保護預りを受けた場合については項番 11 をご参照ください。 なお、施行前に組成された社債券であってもその後セカンダリーで適格機関投資家以外に売付け勧誘を行う場合には、本規則が適用され、当該モニタリング・情報提供ができることの確認が必要になると考えます。

以　　上

「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の制定等について

平成 29 年 2 月 14 日
日 本 証 券 業 協 会

Ⅰ．制定等の趣旨

先般、診療報酬債権等を裏付資産とすると称して SPC が発行した社債券の私募の取扱いを行った会員について、その発行体の財務情報や商品内容の審査を十分に行わず、事実とは異なることを説明して顧客に販売を行ったとして、行政処分を受けるという事案が多数発生した。

本協会では、協会員が顧客に対し社債券を私募等の取扱い等により販売する場合における商品審査のあり方及び顧客への説明・情報提供等のあり方に関して不適切な事案の再発防止を図るため、去る７月 14 日付で「私募債等の商品審査及び販売態勢等のあり方に関するワーキング・グループ」を設置し、協会員が行う社債券の私募等の取扱い等において、規制の対象とする社債券の範囲、当該社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項について検討をしてきたところである。

今般、同ワーキング・グループにおける検討結果を踏まえ、投資家保護の一層の充実を図るため、「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」を制定することとする。

また、同規則の制定に伴い、「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正を行うこととする。

Ⅱ．制定等の骨子

１．「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」の制定について

(1) 目的

・ この規則は、協会員が行う審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等において、当該審査規定等対象社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定め、協会員における市場仲介機能としての適切な態勢整備を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。（第１条）

(2) 本規則の対象

① この規則の対象となる「審査規定等対象社債券」及び「私募等の取扱い等」等を定義する。（第２条第１項）

② 「審査規定等対象社債券」は、以下に掲げるものを除いた社債券と定義する。

（イ）. 上場会社、金融機関グループ等、投資適格以上の信用格付けを取得した会社等が発行した社債券等（外国会社が発行したものを含む。）

（ロ）. 振替債、上場プログラムに基づく社債券、（イ）の子会社が発行した社債券、（イ）の保証が付された社債券等、投資適格以上の有価証券格付を取得した資産流動化債券等、プロジェクトファイナンスに伴い発行される一定の社債券、政府保証債、国際機関債等

（ハ）. （イ）、（ロ）又は国債等をリパッケージした社債券（適切に管理されているものに限る。）（第２条第２項、別表１）

③ 「私募等の取扱い等」は、（イ）私募（適格機関投資家私募を除く。以下同じ。）、私募の取扱い又は少額公募の取扱い等、（ロ）私売出し又は少額売出しの取扱い等（外国証券売出しを除く。）と定義する。（第２条第３項）

(3) 社内規則

・ 協会員は、本規則に定める審査、モニタリング及び顧客への情報提供を行う場合には、必要な事項を定めた社内規則を制定しなければならないこととする。（第４条）

(4) 審査

・ 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うに当たっては、以下の項目について、厳正に審査を行わなければならないこととする。（第５条、別表２）

社債券（右記を除く。）	資産の流動化を目的として発行される債券
① 発行者の実在性及び当該発行者が行う事業の実在性 ② 発行者の財務状況の健全性 ③ 発行者の事業計画の妥当性 ④ 発行者の企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況 ⑤ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ⑥ 調達する資金の使途 ⑦ 募集又は売出しに係る規制の潜脱目的の該当性 ⑧ 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ⑨ モニタリングの実行可能性 ⑩ その他協会員が必要と認める事項	① アレンジャーの実在性及び業務遂行能力 ② 資産の流動化のスキームの合理性、適切性 ③ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ④ 募集又は売出しに係る規制の潜脱目的の該当性 ⑤ 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ⑥ モニタリングの実行可能性 ⑦ その他協会員が必要と認める事項

(5) モニタリング

・ 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行った場合には、以下の項目についてモニタリングを行うとともに、相当な理由のない限り当該協会員において当該審査規定等対象社債券の保護預りをしなければならないこととする。（第６条、別表３）

社債券（右記を除く。）	資産の流動化を目的として発行される債券
① 発行者が行う事業の状況 ② 発行者の財務状況の健全性 ③ 発行者の企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況 ④ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ⑤ 調達した資金の使途 ⑥ 募集又は売出しに係る規制の潜脱目的の該当性 ⑦ 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ⑧ その他協会員が必要と認める事項	① アレンジャー等の実在性及び業務遂行能力 ② 資産の流動化のスキームの合理性、適切性 ③ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ④ 募集又は売出しに係る規制の潜脱目的の該当性 ⑤ 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ⑥ その他協会員が必要と認める事項

(6) 情報提供

・ 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等に際して、顧客（適格機関投資家を除く。）に対して、以下の項目について情報の提供をしなければならないこととする。（第７条第１項、別表４）

社債券（右記を除く。）	資産の流動化を目的として発行される債券
① 発行者の財務状況 ② 発行者の資金使途及び事業計画 ③ 保証者がいる場合には、保証契約の保証内容・保証条件等 ④ その他の事項	① アレンジャー等の概要 ② 資産の流動化のスキーム ③ 資金使途及び事業計画 ④ 保証者がいる場合には、保証契約の保証内容・保証条件等 ⑤ その他の事項

・ 協会員は、審査規定等対象社債券の保護預りを行っている場合には、顧客（適格機関投資家を除く。）に対して、以下の項目について定期的に情報の提供をしなければならないこととする。（第７条第２項、別表５）

社債券（右記を除く。）	資産の流動化を目的として発行される債券
① 発行者が行う事業の状況 ② 発行者の財務状況 ③ その他の事項	① 資産の流動化の状況 ② その他の事項

(7) 勧誘開始基準

・ 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。）に対し、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等に係る販売の勧誘を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該勧誘開始基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならないこととする。（第８条）

(8) 禁止行為

・ 協会員は、審査規定等対象社債券の審査の結果、私募等の取扱い等を行うことが適当と認められない場合や、審査規定等対象社債券のモニタリングを行えることを確認できない場合には、当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等をしてはならないこととする。（第９条）

(9) 特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い

・ 特別会員は、会員からの委託を受けて審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行う場合には、当該会員の本規則の遵守状況を確認したうえで、当該会員に対して審査、モニタリング及び顧客への情報提供の全部又は一部の委託を行うことができることとする。（第 10 条）

(10) 本協会への報告

・ 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行った場合は、本協会が別に定めるところにより本協会に報告しなければならない。（第 11 条）

２.「協会員の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」の一部改正について

(1) 「社債券の私募等の取扱い等に関する規則」に規定する審査規定等対象社債券に係る販売の勧誘（私募等の取扱い等に該当するものに限る。）について、勧誘開始基準を定めることとする。（第５条の２）

(2) その他所要の改正を行う。

Ⅲ．施行の時期

１．上記Ⅱ．１について

この規則は、平成 29 年４月１日から施行し、同日以後に行う私募等の取扱い等に係る審査規定等対象社債券について適用する。

２．上記Ⅱ．２について

この改正は、平成 29 年４月１日から施行する。

○　本件に関するお問い合わせ先

・Ⅱ．１．～２．関係：自主規制企画部（Tel：03－3667－8470）

・Ⅱ．１．関係　　　：公社債・金融商品部（公社債担当）（Tel：03－3667－8456）

以　上

社債券の私募等の取扱い等に関する規則

（目　　的）

第 1 条 この規則は、協会員が行う審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等において、当該社債券の発行者等の審査及びモニタリング並びに顧客への情報提供等に関し、必要な事項を定め、協会員における市場仲介機能としての適切な態勢整備を図り、もって投資者の保護に資することを目的とする。

（定　　義）

第 2 条 この規則において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

1　社債券

次に掲げる有価証券をいう。

イ　金融商品取引法（以下「金商法」という。）第２条第１項第５号に規定する社債券

ロ　金商法第２条第１項第 17 号に掲げる有価証券のうち、イに掲げる有価証券の性質を有するもの

2　審査規定等対象社債券

別表１に定める社債券をいう。

3　私募等の取扱い等

次に掲げる行為のいずれかを行うことをいう。

イ　私募（金商法第２条第３項第２号イに該当するものを除く。以下同じ。）若しくは私募の取扱い、又は発行者による有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われない有価証券の募集若しくは募集の取扱い

ロ　金商法第２条第４項第２号ロ若しくはハに該当する売付け勧誘等又は発行者による有価証券届出書若しくは発行登録追補書類の提出が行われない有価証券の売出し若しくは売出しの取扱い（金商法第４条第１項第４号に規定する売出しを除く。）

（法令、規則等の遵守）

第 3 条 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うに当たっては、この規則によるほか、金商法その他関係法令、諸規則を遵守しなければならない。

（社 内規則）

第 4 条 協会員は、次条から第７条までに定める行為を行う場合には、当該行為を適切に実施するために必要な事項を定めた社内規則を制定しなければならない。

（審　　査）

第 5 条 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うに当たっては、あらかじめ、別表２に定めるところにより厳正に審査を行わなければならない。

（モニタリング）

第 6 条 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行った場合には、当該審査規定等対象社債券について、別表３に定めるところによりモニタリングを行うとともに、相当な理由のない限り当該協会員において保護預りをしなければならない。

（情 報提供）

第 7 条 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うに際して、顧客（適格機関投資家（金商法第２条第３項第１号に規定する適格機関投資家をいう。）を除く。次項にお

いて同じ。）に対して、別表４に定めるところにより情報の提供をしなければならない。

２　協会員は、審査規定等対象社債券について当該協会員において保護預りをしている場合には、顧客に対して、別表５に定めるところにより情報の提供をしなければならない。

（勧誘開始基準）

第 ８ 条 協会員は、顧客（個人に限り、特定投資家を除く。この条において同じ。）に対し、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等に係る販売の勧誘（当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、訪問し又は電話により行うもの並びに当該販売の勧誘の要請をしていない顧客に対し、協会員の本店、その他の営業所又は事務所において行うものに限る。）を行うに当たっては、勧誘開始基準を定め、当該基準に適合した者でなければ、当該販売の勧誘を行ってはならない。

（禁 止行為）

第 ９ 条 協会員は、第５条に規定する審査の結果、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことが適当と認められない場合には、当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行ってはならない。

２　協会員は、第５条に規定する審査の結果、第６条に規定するモニタリングを行うことができることを確認できない場合には、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行ってはならない。

（特別会員が委託を受けて行う場合の取扱い）

第 10 条 特別会員は、会員からの委託を受けて、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行う場合には、当該会員の本規則の遵守状況を確認したうえで、当該会員に対して第５条から第７条までに規定する行為の全部又は一部の委託を行うことができる。

（本協会への報告）

第 11 条 協会員は、審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行った場合は、本協会が別に定めるところにより本協会に報告しなければならない。

付　　　則

この規則は、平成29年４月１日から施行し、同日以後に行う私募等の取扱い等に係る審査規定等対象社債券について適用する。

（別表１）第２条第２号に規定する審査規定等対象社債券

内容
審査規定等対象社債券は、以下に掲げるものを除く社債券をいう。 （１）発行者が以下のいずれかに該当する社債券 ①　国内の取引所金融商品市場に有価証券を上場している者 ②　適格外国金融商品市場（外国証券の取引に関する規則第７条第１項第１号に規定する適格外国金融商品市場をいう。）に有価証券を上場している者 ③　第一種金融商品取引業者、特別金融商品取引業者グループ（金商法第 57 条の２第２項に規定する特別金融商品取引業者及びその子法人等の集団をいう。）若しくは指定親会社グループ（金商法第 57 条の 12 第３項に規定する指定親会社及びその子法人等の集団をいう。）に属する者、銀行、銀行持株会社グループ（銀行法第２条第 13 項に規定する銀行持株会社及びその子法人等の集団をいう。）に属する者、保険会社、保険持株会社グループ（保険業法第２条第 16 項に規定する保険持株会社及びその子法人等の集団をいう。）に属する者又は証券金融会社 ④　外国証券業者（金商法第 58 条に規定する外国証券業者をいう。）、外国において銀行法第 10 条第１項第１号に掲げる業務を行う者、外国保険業者（保険業法第２条第６項に規定する外国保険業者をいう。）又は G-SIFIs（金融安定理事会（FSB）によりグローバルなシステム上重要な金融機関として公表される Systemically Important Financial Institutions をいう。）及びその子法人等の集団に属する者 ⑤　登録信用格付業者（金商法第２条第 36 項に規定する信用格付業者をいう。）又はその特定関係法人（金融商品取引業等に関する内閣府令第 116 条の３第２項に規定する「特定関係法人」をいう。）により信用格付（金商法第２条第 34 項に規定する信用格付をいう。）を取得しており、当該信用格付が投資適格以上である者（当該社債券の発行後遅滞なく信用格付が付与されることが予定されている場合を含む。） （２）以下のいずれかに該当する社債券 ①　振替債（振替機関（社債、株式等の振替に関する法律第２条第２項に規定する者をいう。）又は外国の法令等に準拠し振替業（同法第３条第１項に規定する業務をいう。）若しくはそれに類する業務を行っている者が取り扱う旨を定めた社債券をいう。） ②　国内の取引所金融商品市場又は適格外国金融商品市場に上場されているプログラム情報に基づき発行される又は発行された社債券 ③　上記（１）に掲げるいずれかに該当する者の子会社（会社法第２条第３号に規定する子会社をいい、発行者が外国会社の場合はそれに相当する者をいう。）が発行する社債券 ④　上記（１）に掲げるいずれかに該当する者の保証が付されている社債券（当該社債券に係る発行者の債務の履行について全額保証されるものに限る。）

内容
⑤　資産の流動化を目的として発行する社債券につき、登録信用格付業者又はその特定関係法人により投資適格以上の信用格付を取得している社債券及び当該社債券の発行者が当該社債券と同一の資産の流動化を目的とした案件につき発行された信用格付を取得していない社債券（信用格付を取得していないことを顧客に説明する場合に限る。） ⑥　プロジェクトファイナンスに伴い発行される以下のいずれかに該当する社債券 イ　発行者の出資者が以下の条件をすべて満たす社債券 a　全出資額の20％以上の出資をしている上記（１）①に該当する又はその子会社に該当する者がいること b　上記ａの者の出資額と他の出資者のうち上記（１）に掲げるいずれかに該当する者の出資額の合計が全出資額の過半となること ロ　民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律第８条第２項に定める公共施設等の整備等又は運営等を実施する民間事業者である者の発行する社債券 ⑦　金商法第３条第４号又は第５号に掲げる有価証券 （３）以下のいずれかを担保証券としてリパッケージした社債券（ただし、担保証券が適切な証券集中振替機関（ＣＳＤ）に預託されている場合に限る。） ①　上記（１）に掲げる者が発行する有価証券 ②　上記（２）に該当する社債券 ③　金商法第２条第１項第１号から第３号に該当する有価証券 ④　金商法第２条第１項第17号に掲げる有価証券のうち、同項第１号から第３号に掲げる有価証券の性質を有するもの

（別表２）第５条に規定する社債券の審査について

項目	内容
１．審査項目	（1）社債券（資産の流動化を目的として発行される債券を除く。） 次に掲げる事項を審査のうえ、適否を判断する。 ① 発行者の実在性及び当該発行者が行う事業の実在性 ・ 発行者の登記事項証明書の確認、所在地への訪問、経営者へのヒアリングを行うことなどにより発行者の実在性や当該発行者が行う事業の実在性を審査する。 ② 発行者の財務状況の健全性 ・ 適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を入手し、財務状況の健全性について審査する。 ・ 必要に応じて、例えば、経営者や財務担当役員等に対してヒアリングを行い、財務健全化への取組み状況について、審査する。 ③ 発行者の事業計画の妥当性 ・ 事業計画書等を入手し、事業計画の妥当性を審査する。 ・ 例えば、経営方針、基本戦略、販売計画、利益計画及び資金計画等に加えて、事業計画の実現可能性等について審査する。 ④ 発行者の企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況 ・ 組織・人員体制の審査を行い、会社の機関設計の妥当性を審査する。 ・ 例えば、経営者や業務の遂行責任者へのヒアリングを行うことにより、法令遵守状況及びコンプライアンス体制の適切性を審査する。 ⑤ 反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ・ 発行者及びその関係者（例：当該発行者とその親子等の関係にある会社や、その発行者の役員。当該発行者の主な取引先や主要株主など）が反社会的勢力に該当しないかを審査する。 ⑥ 調達する資金の使途 ・ 事業計画と資金繰り表等との整合性を審査するとともに、例えば、経営者や財務担当役員等へのヒアリングを行うことにより資金使途を審査する。 ⑦ 募集又は売出しに係る規制の潜脱目的の該当性 ・ 同一の発行者が一定の期間に私募を複数回行っている場合には、募集又は売出しを行わないこととした理由の妥当性を審査する。 ⑧ 保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ・ 保証契約書又は社債券面に記載される保証文言等を確認し、保証内

項目	内容
	容・保証条件等について審査し、保証契約の履行可能性がある契約となっているかを審査する。 ・　発行者に対する上記①及び②に該当する審査と同様に、保証者に対して実在性や財務状況の健全性の審査を行いつつ、当該財務状況の健全性等から保証履行能力を審査する。 ⑨　モニタリングの実行可能性 ・　別表３に定めるところにより、社債券をモニタリングできる状況にあることを審査する。 ⑩　その他協会員が必要と認める事項 （２）資産の流動化を目的として発行される債券 次に掲げる事項を審査のうえ、適否を判断する。 ①　債券発行及び発行後の事務に重要な役割を果たす者（以下「アレンジャー」という。）の実在性及び業務遂行能力 ・　アレンジャー等（アレンジャー以外に当該社債券の発行に関与する者が存在する場合は、その者を含む。以下「アレンジャー等」という。）の登記事項証明書の確認、所在地への訪問、責任者へのヒアリング、過去の取扱い事業の審査、財務状況や信用力を調査することなどにより、アレンジャー等の能力・資質、体制等の実在性及び業務遂行能力を審査する。 ・　例えば、発行者及び原保有者が取得する手取金が本スキーム以外のことに充当されないことや、発行者やアレンジャー等との間で利益相反が行われていないことなどコンプライアンス体制等の適切性を審査する。 ②　資産の流動化のスキームの合理性、適切性 スキームに応じ、例えば、以下に掲げる事項を審査することが可能な資料を入手し審査する。 ・　資産を流動化するスキームの妥当性 ・　事業計画（資金調達、対象資産の取得、それによる利益計画等） ・　裏付となる資産の内容及び市場特性 ・　優先劣後構造 ・　流動性補完、信用補完の状況 ・　クレジットイベントの内容 ・　裏付となる資産の実在性及び回収状況 ・　発行価格及び利率の妥当性 ・　発行者及び原保有者が取得する手取金の使途

項目	内容
	※　セカンダリーの取引を行う場合には、上記事項について審査することが可能な資料をアレンジャー等より定期レポート等により継続的に入手可能であることを審査する。 ③　反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ・　発行者、アレンジャー等及びその関係者（例：当該発行者又はアレンジャー等とその親子等の関係にある会社や、当該発行者又はアレンジャー等の役員。当該発行者やアレンジャー等の主な取引先や主要株主など）が反社会的勢力に該当しないかを審査する。 ④　募集又は売出しに係る規制の潜脱目的の該当性 ・　同一のアレンジャー等による類似した発行者が一定の期間に私募を複数回行っている場合には、募集又は売出しを行わないこととした理由の妥当性を審査する。 ⑤　保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ・　保証契約書又は社債券面に記載される保証文言等を確認し、保証内容・保証条件等について審査し、保証が確実になされる契約となっているかを審査する。 ・　発行者に対する上記（１）①及び②に該当する審査と同様に、保証者に対して実在性や財務状況の健全性を審査する。 ⑥　モニタリングの実行可能性 ・　別表３に定めるところにより、社債券をモニタリングできる状況にあることを審査する。 ⑦　その他協会員が必要と認める事項
２．審査の対象外とすることができる社債券	審査規定等対象社債券のうち、以下のいずれかに該当するものは、審査の対象外とすることができる（規則第６条によるモニタリング若しくは規則第７条各項による情報提供を行えない場合又は別表２の１．審査項目に不適格な事由を把握している場合を除く。）。 （１）既に自社において規則第５条により審査済の社債券 （２）会員が有価証券に対して「有価証券の引受け等に関する規則」に準じて引受審査を実施した社債券

（別表３）第６条に規定する社債券のモニタリングについて

項目	内容
１．モニタリング項目・頻度	（１）社債券（資産の流動化を目的として発行される債券を除く。） 次に掲げる事項について確認することにより、モニタリングを行う。 ①　発行者が行う事業の状況 ・　年に１回以上、事業報告等を入手し、事業計画の内容が適切に遂行されているかを確認するとともに、必要に応じて、例えば、所在地への訪問、経営者へのヒアリング等を行うことなどにより、発行者が行う事業の実在性を確認する。 ②　発行者の財務状況の健全性 ・　年に１回以上、適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を入手し、財務状況を把握した上で、その健全性について確認をする。 ・　財務状況を必要に応じて、例えば、経営者や財務担当役員等に対してヒアリングを行うことなどにより、財務健全化への取組み状況について確認する。 ③　発行者の企業活動における法令遵守の状況及びコンプライアンス体制の整備状況 ・　適宜、組織・人員体制の確認を行い、会社の機関設計の変更の有無を確認する。 ・　変更の規模や変更理由に応じて、例えば、経営者や業務の遂行責任者へのヒアリングを行うことにより、法令遵守状況及びコンプライアンス体制の適切性を確認する。 ④　反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ・　適宜、発行者及びその関係者（例：当該発行者とその親子等の関係にある会社や、その発行者の役員。当該発行者の主な取引先や主要株主など）が反社会的勢力に該当しないかを確認する。 ⑤　調達した資金の使途 ・　年に１回以上、事業計画と資金繰り表等との整合性を確認するとともに、例えば、経営者や財務担当役員等へのヒアリングを行うことにより資金使途を確認する。 ・　事業報告を確認した結果、資金調達時の事業計画より大きく遅延していることや異なる資金使途に利用していることが見受けられた場合などについては、改めてその影響や事業計画の実現可能性等について確認する。 ⑥　募集又は売出しに係る規制の潜脱目的の該当性

項目	内容
	・　適宜、同一の発行者が私募を複数回行っていることがないか確認し、ある場合には、募集又は売出しを行わないこととした理由の妥当性を確認する。 ⑦　保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ・　適宜、保証契約の変更有無を確認するなどにより、保証契約の履行可能性に変化がないかを確認する。 ⑧　その他協会員が必要と認める事項 （２）資産の流動化を目的として発行される債券 次に掲げる事項について確認することにより、モニタリングを行う。 ①　アレンジャー等の実在性及び業務遂行能力 ・　適宜、アレンジャー等の所在地への訪問、責任者へのヒアリング、取扱い事業の確認、財務状況や信用力の変化を調査することなどにより、アレンジャー等の関係者の能力・資質、体制等の実在性及び業務遂行能力に変化がないか確認する。 ・　年に１回以上、発行者の財務諸表等を入手し、財務内容を把握した上で、その健全性について確認をする。 ・　必要に応じて、例えばアレンジャー等に対してヒアリングを行い、健全化への取組み状況について確認する。 ②　資産の流動化のスキームの合理性、適切性 ・　適宜、資産の流動化のスキームに変化がないか確認する。 ・　適宜、資産の流動化のスキームの適切性（例えば、社債券の発行により調達した資金使途の適切性や、取得した資産の実在性及び毀損度合、計画していた資産が調達できているか、利益が計上できているか。）を確認する。 ③　反社会的勢力への該当性、反社会的勢力との関係の有無及び反社会的勢力との関係排除への仕組みとその運用状況 ・　適宜、発行者、アレンジャー等及びその関係者（例：当該発行者又はアレンジャー等とその親子等の関係にある会社や、当該発行者又はアレンジャー等の役員。当該発行者やアレンジャー等の主な取引先や主要株主など）が反社会的勢力に該当しないかを審査する。 ④　募集又は売出しに係る規制の潜脱目的の該当性 ・　適宜、同一のアレンジャー等による類似した発行者が一定の期間に私募を複数回行っていることがないか確認し、ある場合には、募集又は売出しを行わないこととした理由の妥当性を確認する。

項目	内容
	⑤　保証者がいる場合には、保証契約の履行可能性 ・　適宜、アレンジャー等及び保証者へのヒアリングを行うなど、保証契約の履行可能性について確認する。保証契約に変更がある場合には、保証契約書等を受領し、保証内容・保証条件等について確認し、保証が確実になされる契約となっているかを確認する。 ⑥　その他協会員が必要と認める事項

（別表４）第７条第１項に規定する情報提供について

項目	内容
１．情報提供項目	（１）社債券（資産の流動化を目的として発行される債券を除く。） ①　発行者の財務状況 ・　適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を入手し、財務状況等について情報提供する。 ・　別表２の審査により、必要に応じて、追加確認した内容を情報提供する。 ②　発行者の資金使途及び事業計画 ・　事業計画書等を用いて、資金使途及び事業の状況について情報提供を行う。 ・　例えば、倒産するリスクやその発行する社債券が無価値となるリスク等があることの情報提供を行う。 ③　保証者がいる場合には、保証契約の保証内容・保証条件等 ・　保証者がいる場合には、保証内容・保証条件等について情報提供を行う。 ④　その他の事項 ・　別表２の審査により、投資判断に重要な影響を与えると判断される事項がある場合には、当該事項を分かりやすく情報提供する。 （２）資産の流動化を目的として発行される債券 ①　アレンジャー等の概要 ・　アレンジャー等の概要について情報提供を行う。 ②　資産の流動化のスキーム ・　資産の流動化のスキームについて情報提供を行う。 ・　例えば、倒産するリスクやその発行する社債券が無価値となるリスク等があることの情報提供を行う。 ③　資金使途及び事業計画 ・　事業計画（資金調達、対象資産の取得、それによる利益計画等）について情報提供を行う。 ・　資金使途の情報提供にあたっては、社債券の発行に要する費用を明示する。 ④　保証者がいる場合には、保証契約の保証内容・保証条件等 ・　保証者がいる場合には、保証内容・保証条件等について情報提供を行う。

項目	内容
	⑤　その他の事項 ・　別表２の審査により、投資判断に重要な影響を与えると判断される事項がある場合には、当該事項を分かりやすく情報提供する。

（別表５）第７条第２項に規定する情報提供について

項目	内容
１．情報提供項目・頻度	（１）社債券（資産の流動化を目的として発行される債券を除く。） ①　発行者が行う事業の状況 ・　年に１回以上、発行者が作成した事業報告等を情報提供する。 ・　別表３のモニタリングにより、必要に応じて、追加確認した内容（例えば、資金使途について異なる使途に使われていることが判明した場合には、その旨及びそれによる影響をいう。）を情報提供する。 ②　発行者の財務状況 ・　年に１回以上、発行者が作成した適正又は適法の監査意見を受けた財務諸表等を情報提供する。 ・　別表３のモニタリングにより、必要に応じて、追加確認した内容を情報提供する。 ③　その他の事項 ・　別表３のモニタリングにより、投資判断に重要な影響を与えると判断される事項が判明した場合には、速やかに投資者に情報提供する。 （２）資産の流動化を目的として発行される債券 ①　資産の流動化の状況 ・　年に１回以上、事業報告等のためアレンジャー等が作成した定期レポートや決算報告書等を情報提供する。 ・　別表３のモニタリングにより、必要に応じて、追加確認した内容（例えば、資金使途について異なる使途に使われていることが判明した場合には、その旨及びそれによる影響をいう。）を情報提供する。 ②　その他の事項 ・　別表３のモニタリングにより、投資判断に重要な影響を与えると判断される事項が判明した場合には、速やかに投資者に情報提供する。
２．情報提供の方法	（１）情報提供は、以下のいずれかの方法により行う。 ①　書面の送付 ②　ファクシミリ装置を用いた送信 ③　電子メール（特定電子メールの送信の適正化等に関する法律第２条第１号に規定する電子メールをいう。）を用いる送信 ④　インターネットその他の電気通信回線を用いる送信 （２）上記（１）②から④に定める方法により情報提供する場合、当該方法によ

項目	内容
	り情報提供することについて、顧客から事前の同意を得るものとする。ただし、既に他の交付書面について電磁的方法による提供の承諾を得ている顧客に対しては、同意に代えて、当該方法により情報提供することについて事前に通知を行うこともできる。 （３）上記（１）④の方法により情報提供する場合には、発行者等のウェブサイトに掲載する方法によることを含むものとする。
３．自社が私募等の取扱い等を行ったものではない審査規定等対象社債券を保護預りしている場合	（１）他の協会員から移管を受ける場合には、あらかじめ以下の事項を実施する。 ①　移管後に当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことが想定される場合は、規則第５条に規定する審査を行う。 ②　上記①にかかわらず、当該審査規定等対象社債券について規則第６条に規定するモニタリングが可能であることを確認する。 ③　上記②の結果、モニタリングの実施及び規則第７条第２項の情報提供が行えないことが明らかとなった当該審査規定等対象社債券については原則として移管を受け付けない。 ④　上記②の結果、モニタリングの実施及び規則第７条第２項の情報提供が行えないことが明らかとなった場合でも、移管元協会員によりモニタリングの実施及び当該顧客への情報提供が実施されることが約された場合は移管を受け入れることができる。 ⑤　上記②の結果、モニタリングの実施及び規則第７条第２項の情報提供が行えないことが明らかとなった場合でも、投資者保護上やむを得ないと認められる場合は、保護預りを行うことができる。 （２）顧客から審査規定等対象社債券の保護預りを委託された場合には、あらかじめ以下の事項を実施する。 ①　保護預り後に当該審査規定等対象社債券の私募等の取扱い等を行うことが想定される場合は、規則第５条に規定する審査を行う。 ②　上記①にかかわらず、当該審査規定等対象社債券について規則第６条に規定するモニタリングが可能であることを確認する。 ③　上記②の結果、モニタリングの実施及び規則第７条第２項の情報提供が行えないことが明らかとなった当該審査規定等対象社債券については原則として保護預りを受け付けない。 ④　上記②の結果、モニタリングの実施及び規則第７条第２項の情報提供が

項目	内容
	行えないことが明らかとなった場合でも、投資者保護上やむを得ないと認められる場合は、保護預りを行うことができる。